

会議結果報告書

令和3年10月20日

会議の名称	令和3年度 第2回 志木市地域自立支援協議会 全体会
開催日時	令和3年10月20日（水）9時30分～12時00分
開催場所	いろは遊学館 3階第一研修室
出席委員	平野方紹 会長、小澤静枝 副会長、北澤康子 委員、猪股浩一 委員、佐々木明子 委員、佐藤久美子 委員、菅生征史 委員、竹内善太 委員、寺橋義雄 委員、林資子 委員、平井光代 委員、平澤純 委員、村上有紀 委員、村田敬吾 委員、横山創 委員 (計15人)
欠席委員	石田賢一委員、岩崎智彦 委員、吉澤久雄 委員 (計 3人)
説明員職氏名	共生社会推進課 主幹 黒澤多恵、主査 貫井なおみ、 主査 森山夏子 (計3人)
議 題	議題 (1) (仮称) 地域共生社会を推進するための条例について (2) ビジョン部会中間報告 (3) 暮らし部会中間報告
結 果	・ (仮称) 地域共生社会を推進するための条例について報告した。 ・ 各部会の中間報告を行った。
事務局職員	共生社会推進課長 中村修 主幹 黒澤多恵 主査 貫井なおみ 主査 森山夏子 基幹福祉相談センター 小阪美穂子 小山涼太郎
審議内容の記録 (審議経過、結論等)	
事務局	開会挨拶。
会 長	会長挨拶。
事務局	出席者の報告。

【議事】

(1) (仮称) 地域共生社会を推進するための条例について

事務局 資料説明。令和3年度は令和4年度の条例策定の準備をずとしてしている。共生社会という幅広い意味合いを持つが、福祉分野としては社会福祉法上の「地域共生社会」として取りまとめよう方針として決めた。具体的な事業を進めるにあたって、そのもととなるような条例ができればと思っている。

会長 地域共生社会を考えるにあたって、障がい者の問題は大きな意味がある。高齢者や児童は市民も身近に感じやすいが、障がいは自分たちとは関係がないことと思われている傾向が強い。障害を持った人たちが同じ市民であるという認識が持てる社会が本当の共生社会であると思う。委員の皆様もそれぞれが思う共生社会を目指すにあたって考えてほしいことについてお話しいただきたい。

副会長 障がいがある子供も親と一緒に地域で過ごせるようになればと思う。

委員 障がい者と健常者が別枠として扱われる場面がまだまだ見受けられる。どのように共通認識を持って過ごしていけるか考えたい。

委員 障害を持った子と親が高齢化している。そういった状況をどうやって市民に知ってもらうか。

委員 親亡き後の問題や目に見えない障がいについての問題を抱えている方にどのようにアプローチするかを考えたい。

委員 地域で生活する障がい者や家族とその周囲の人々が互いに障害についての意識を高めあって、過ごせると良い。

委員 共生社会とは高齢、児童、障がいと幅広い分野にかかるものであるが、市民という点では共通している。障がい者ではなく市民として、志木市で生活をしている中で、支援が足りないことやできることを考えて、条例を作るにあたりまとめていきたい。

委員 障がい者が災害時に避難する際、いろいろな問題がある。どのように整備するかを考えたい。

委員 お互いを「知ること」が重要であると思う。楽しい経験を通して触れ合うような機会を作ればと思う。また、相談の敷居をもっと下げるような仕組みを考えたい。

委員 障がいを持った子供の状況に合わせた学びの場を提供ができればと思う。そのためには市内の小中学校と特別支援学校の垣根がなくなり、連携をすることが重要である。

委員 子供の頃から障がいの有無に関係なく一緒に暮らすことができるという感覚を持つことができれば、垣根はなくなっていくように感じる。そのためには障がいについて意識せずに関わることができるような環境が大切。

委員 共生の反対は排除であると思う。また、排除される要因として障がいはとても大きい意味を持つ。障がいの問題について特化して考えていくことで、排除されない社会に近づくことができると思う。また、制度の狭間に落ち込み、排除されるようなことがないように社会に合わせて行政システムも変化していけるようになると良い。

委員 個人がそれぞれ個性を持っていて、それを尊重しあうという考え方が重要である。障がい者に限らず、それぞれ個人の感じていることを自分自身で大切にできるような考え方が広まると良い。

委員 障がいがあるといろいろな情報をキャッチしにくくなってしまふ。そのことを健常者や子供たちに知ってもらえるような機会が増えると良い。

会長 新型コロナウイルスの影響で地域のつながりも壊れてしまっているように感じる。そのような中でどのように条例を作っていくかも重要である。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について資料説明。地域の中で暮らす医療的ケア児が増えたが、地域の施設を利用できずにいること、医療的ケアの考え方が変化してきたことなどが立法の背景としてある。この法律もノーマライゼーションの思想を取り入れたものであり、今後の課題となるものである。

(2) ビジョン部会中間報告

部会長 ビジョン部会では、共生社会推進条例の骨格案について検討した。検討した結果、多様性を認め合い、すべての人々の権利や個性を尊重し、支えあえる社会を目指す条例という骨格に決まった。また、具体的にどのような施策ができるかを検討している。委員の皆様から出た意見を集約している段階である。

(3) 暮らし部会中間報告

部会長 暮らし部会では 4 つの課題について取り組んでいる。1 つ目の地域生活支援拠点及び地域包括ケアシステムについては、まずは地域生活支援拠点について課題を整理し、今後の取り組みについて検討を行った。農業と福祉の連携事業については、市内の通所障害福祉サービス事業所とプロジェクトチームを構成し、農場の視察、振り返りの会議を実施した。医療的ケアの必要な障害児については、11 月に朝霞保健所、志木市、みつばすみれ学園と基幹福祉相談センターで情報共有の場を設ける。福祉の連携会議については、障害児相談支援事業所を中心に学校と福祉との連携について検討を進めている。11 月には教育サポートセンターと市内相談支援事業所との顔合わせを行い、それぞれの役割や機能についての理解を深めていく。また、年度内には学校と福祉の連携会議が実施できるように準備を進める。